

下限面積（別段の面積）の公示について

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく、下限面積（別段の面積）について、同法施行規則第17条第2項の規定に基づき決定したので、同法施行規則第18条の規定により、下記のとおり公示する。

記

別段の面積を適用する地区	下限面積（別段の面積）
大和町松梅地区及び八反原地区並びに富士町及び三瀬村	10アール
「佐賀市空き家バンク制度要綱」に基づく北部山間地域における空き家バンクに登録された空き家に付随する農地	1平方メートル
上記以外の地区	30アール
施行日	令和3年4月1日

令和3年3月19日

佐賀市農業委員会  
会長 坂井 邦夫

【備考】

- ・大和町松梅地区及び八反原地区並びに富士町及び三瀬村  
下限面積（別段の面積）を平成28年4月1日から30アールに設定していましたが、遊休農地の発生防止と耕作者の増加を目的に、10アールに引き下げました。
- ・「佐賀市空き家バンク制度要綱」に基づく北部山間地域における空き家バンクに登録された空き家に付随する農地  
平成28年4月1日に設定しました。遊休農地の発生防止を目的として、引き続き1平方メートルを適用します。
- ・上記以外の地区  
これまでは法定の50アールでしたが、農業への新規参入を促し、担い手の増加を目的として、今回初めて30アールに引き下げました。